

新しい障害福祉サービス



平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。さらに10月からは新しい障害福祉サービスがはじまりました。

●利用者負担額

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら、原則として費用の割を払います。ただし、障害福祉サービスについては、世帯の所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。また、地域生活支援事業についても、世帯の所得に応じて負担割合の軽減等があります。

●利用できる障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、それぞれ家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設等に居住する「居住系サービス」に分けられます。

給付の種類	サービスの名称	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に自宅の介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。	
	短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設への入所ができます。	
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の援助などを行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
	児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが受けられます。	
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	就労継続支援	一般企業等で働く事が困難な人に、働く場の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に居住の場を提供し、夜間における日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	地域で共同生活を営む人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

●補装具等の支給

10月から補装具と日常生活用具の給付対象品目が一部見直されました。

◎補装具とは……障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの。

◎日常生活用具とは……日常生活上の便宜を図るための用具、かつ、日用品として一般的に普及していないもの。

日常生活用具から補装具に移行する品目 ▶ 重度障害者用意思伝達装置

補装具から日常生活用具へ移行する品目 ▶ 点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助杖（一本杖）、収尿器、ストマ用装具

廃止されるもの ▶ 色めがね、浴槽（湯沸かし器）

●城里町の地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、町が利用者を総合的に支援するための事業を行います。

事業の名称	事業内容
移動支援	屋外での移動が困難な障害者（児）等に対して、外出のための支援をします。
日中一時支援	障害児の日中における活動の場を提供します。
地域活動支援センター	通所により創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。
訪問入浴	家庭で入浴することが困難な重度身体障害者に入浴サービスを行います。
相談支援事業	地域の障害者の福祉に関する諸問題に対する相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行います。（利用者負担無料）

●問合せ 健康福祉課 障害福祉係 ☎029-240-6550